# TOKYO GAS　共通お問い合わせ先

**0570-002211**　※弊社お客さまセンターへ転送されます。

● 日立、甲府、群馬、熊谷、宇都宮、長野の各エリアのお客さま、およびＰＨＳ等共通お問合せ先をご利用できない場合は、下記へお問い合わせください。

| サービスエリア（市・区・町・村名） | お問い合わせ先 |
|---|---|
| 千代田・中央・大田・品川・港区 | 03（5722）0111 |
| 渋谷・目黒・新宿・中野区 | 03（5722）3111 |
| 江東・墨田・台東・文京・荒川区 | 03（3842）0111 |
| 葛飾・足立・江戸川区、草加・八潮・三郷市 | 03（3603）0361 |
| 竜ケ崎・牛久・つくば市、利根・藤代・阿見町 | 0297（62）8111 |
| 千葉・四街道・八街・印西・八千代・佐倉・白井市、印旛・本埜村 | 043（242）6121 |
| 木更津・君津・袖ヶ浦・富津市 | 0438（23）1245 |
| 世田谷区、調布・狛江市 | 03（3426）1111 |
| 杉並区 | 03（3396）1111 |
| 武蔵野・三鷹市 | 0422（54）0111 |
| 東久留米・西東京・清瀬市 | 0424（63）0111 |
| 立川・東村山・小平・国立・多摩・稲城・日野・国分寺・小金井・府中・東大和・所沢市 | 042（524）2111 |
| 八王子市 | 042（645）0511 |
| 練馬・豊島・北・板橋区、朝霞・和光・新座市 | 03（5394）7700 |
| さいたま・川口・戸田・鳩ヶ谷・岩槻・蕨・上尾・蓮田・久喜市、伊奈・菖蒲・白岡町 | 048（651）1131 |
| 横浜市 | 045（948）1100 |
| 川崎市 | 044（245）2211 |
| 逗子・鎌倉・藤沢市、葉山町 | 0466（26）0111 |
| 横須賀・三浦市 | 046（823）1570 |
| 町田・大和・相模原・座間・海老名・綾瀬市、城山町 | 042（742）6721 |
| 茅ヶ崎・平塚市、寒川・大磯・中井町 | 0463（22）2616 |
| 日立市 | 0294（22）4131 |
| 甲府市、玉穂・昭和町 | 055（253）1341 |
| 高崎・前橋・藤岡市、榛名町 | 027（322）2523 |
| 熊谷・行田・鴻巣・ 深谷市、吹上町 | 048（522）5171 |
| 宇都宮市、上三川町 | 028（634）1911 |
| 長野市 | 026（226）8161 |

● インターネットでのお問い合わせ・カタログのご請求等は、下記までお願いいたします。
「ご家庭のお客さま向けホームページ」　http://home.tokyo-gas.co.jp

■ご使用に際しての機器に関するお問い合わせは、上記のお問い合わせ先、または販売店にお願いします。

販売店名


製造者　新コスモス電機株式会社
〒105-0013 東京支社/東京都港区浜松町2-6-2
〒532-0036 本　社/大阪市淀川区三津屋中2-5-4


■所在地・電話番号などは変更がある場合がありますので、その節はご容赦願います（平成18年4月現在）

# 警報器の取付場所

⚠注意　警報器は必ず正しい位置に取り付けてください。誤った位置に取り付けると火災による煙を感知できず、誤動作の原因となります。

1.この警報器は特に次のようなところへの設置をおすすめします。
・居室、寝室、階段、廊下

2.警報器の取付位置
・煙感知部の中心が天井面下15cmから50cmまでの範囲にくるように取り付けてください。
・警報器のスイッチ(点検、警報音停止兼用)が操作しやすい位置に取り付けてください。
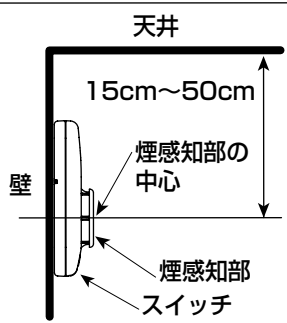
⚠注意　次のような場所には取り付けないでください。正常に火災による煙を感知できず、誤作動や故障の原因となります。

●換気口等の空気の吹き出し口から1.5m以内には取り付けないこと

禁止
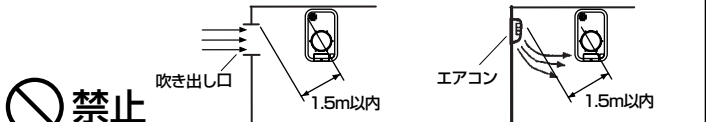
●たれ壁やはりから60cm以内には取り付けないこと

禁止
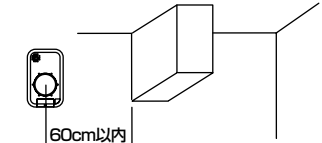
●タンスなどから60cm以内には取り付けないこと

禁止

●浴室内や水のかかる場所や水滴のつくところ

禁止

●温度が0℃～+40℃の範囲をこえるところ

禁止

●火災以外の煙や蒸気がかかる場所

禁止

●屋外

禁止

※居室内が60cm以上のたれ壁や、はり等で区切られる場合は、検知範囲外とみなされますので警報器を設置される場合はご注意ください。

# 引きひもの取付方法

①ひもの先端が固い方を警報器のスイッチ部にある穴の上側からひもを通し、2回結びで結んでください。
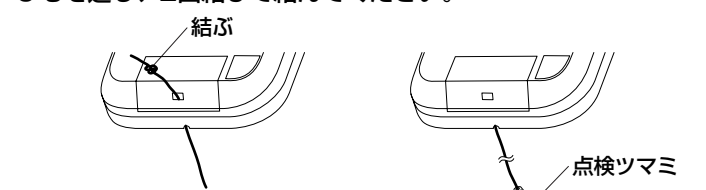
②ひもの先端が固い方を付属の点検ツマミの穴に通し、適当な長さとなる部分で2回結びをしてください。
③点検ツマミの先の余ったひもを切ってください。
④ひもを引っ張り、正常に動作するか確認してください。
※引きひもを取り付けなくても警報器の機能は変わりません。

# お取り付けされる皆様へ

警報器の取り付けは次に従って行ってください。

## 警報器を設置する前に

■交換期限の記入
①交換期限シール
お取付け日から5年後（西暦）の同月を記入してください。
リースの場合は、交換期限シールの上に取替予定シールを貼付のうえ同シールにお取付け日から5年後の同月を記入してください。

②保証書
お取付け年月日を記入してください。保証期間はお取付け年月日から5年（お取付け年月日から5年後の前日まで）となります。
ただし、リースの場合は保証書をお客さまにお渡しすることなく東京ガスに送付してください。

■電源を投入します。
・警報器の側面にある起動プラグを抜いてください。
①起動プラグを抜いてください。
数秒後に「ピッ」と鳴ります。
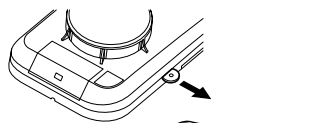
②起動プラグを収納してください。

③スイッチを押して
「ウー ウー カンカンカン 火事です 火事です」
が鳴るのを確認してください。

警告　警報器を設置する前は、確実に起動プラグを抜き、スイッチを押して動作の確認を行ってください。電源が投入されなかった場合は、警報器が作動せず、音声警報が鳴りません。

## 火災連動入出力の接続方法

⚠注意
・火災連動入出力をご使用の際は、警報器裏側のシールを一部はがしてご使用ください。
・火災連動入出力機能は、火災連動機能を持った警報器で使用できます。連動させる警報器の取扱説明書や工事説明書に基づいて接続を行ってください。

①警報器裏側のシールを折り線にそって切り、はがしてください。
②コネクタ式連動リード線に他の警報器のケーブルをつなぎます。
接続する警報器の極性を確認の上、
リード線（赤色）には＋側を接続
リード線（灰色）には－側を接続してください。
接続部は必ずビニールテープ等で短絡保護してください。
③コネクタ式連動リード線を警報器のコネクタに接続します。
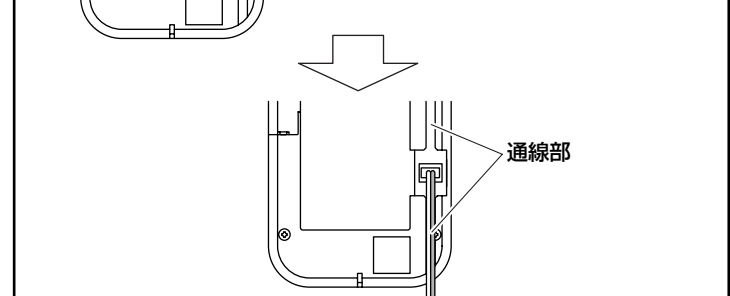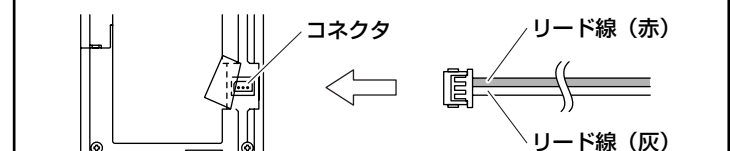
④「警報器の取付方法」に従い警報器を固定してください。

## 警報器の取付方法

次の手順にしたがって警報器を取り付けてください。

警告　警報器の取り付けは、安定した台に乗って作業を行ってください。
転倒してケガをするおそれがあります。

最初に警報器の取付位置を決めてください。
（※『警報器の取付場所』をお読みください。）
(1)取付板と木ねじによる取り付け
①取付板の裏面に貼ってある両面テープの剥離紙をはがしてください。
②取付板を壁に貼り付け、取付板真ん中の穴に木ねじでしっかりと固定してください。
③警報器背面にある溝を取付板にかぶせ、警報器を下にスライドさせてください。
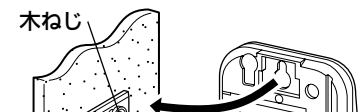
(2)取付板と釘による取り付け
（警報器を取り付ける壁の材質が石膏ボード等の場合）
①取付板裏面に貼ってある両面テープの剥離紙をはがしてください。
②取付板を壁に貼り付け、取付板のガイド穴の部分(2箇所）に付属の釘（φ1mm）を打ち付け固定してください。
（釘は図のように左右対称で上下斜め方向に打ち込むとしっかり固定できます。）
※取付板が壁面に密着していることを確認してください。
③警報器背面にある溝を取付板にかぶせ、警報器を下にスライドさせてください。
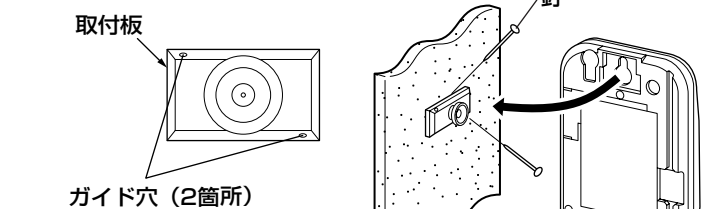
## 作動テストと使用説明

取付終了後に取扱説明書に従って、次の項目をお客さまに説明してください。
・火災警報の説明（「定期的なテストのお願い」の項を参照し、実際に警報を鳴動させながら警報ランプ点灯と音声合成音について説明）
・故障、電池切れ、交換期限時の表示機能の説明
・定期的なテストのお願い


TN51001 ⓪


# 取扱説明書　TOKYO GAS

# 住宅用火災警報器(煙式)　（お客さま用）

| 品名 | SC−K920B−K |
|---|---|
| 型式名 | ＳＡ－１５６Ｅb |
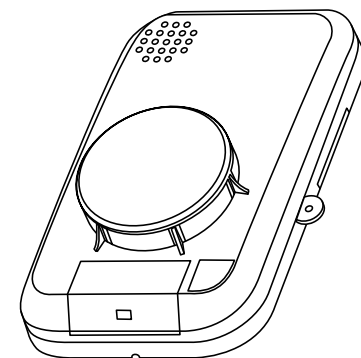
（音声警報、電池式）
日本消防検定協会　鑑定合格品

・お買い上げありがとうございます。
ご使用にあたりましては、必ずこの「取扱説明書」をお読みいただき、正しくご愛用の程お願いいたします。なお本取扱説明書は、取り付け後も保証書とともにお手元に保管し、いつでもごらんいただけるように大切に保管しておいてください。
・この商品は住宅用火災警報器（煙式）で、火災による煙を感知して音声で警報を発する機能を持っています。
・警報を発する機能を持っていますが、火災を防止する装置ではありません。火災などによる損害については責任を負いかねますのでご了承ください。
・この警報器は日本消防検定協会の試験に合格した鑑定品ですが、消防法に規定された「自動火災報知設備」には代用できません。

## 警報器の登録について

この警報器はコンピューターに登録させていただきます。
■この警報器の設置情報（取付年月日、お客さま番号、機器名、設置場所等）は、販売店を通じ東京ガスのコンピューターに登録させていただきます。登録済みの警報器には交換期限（取替予定年月）を記入したラベルを貼付していますので、ご確認ください。また交換期限（取替予定年月）の記入のないラベルは未登録の場合がありますので、販売店もしくはお近くの東京ガスにご連絡ください。（ラベルをはがしたりすることはお避けください。）登録された警報器の交換期限到来時に、東京ガスまたは指定の販売店より期限切れをお知らせしますので、ぜひ新しいものとお取替えください。なおお客さまが転居された場合など、期限切れのお知らせができないこともあります。

## 個人情報保護に関する東京ガスの対応について

■警報器に関するお客さまの個人情報は、上記の交換期限経過のお知らせを行うほか、製品の品質向上のための修理点検記録収集やアフターサービス全般のために使用し、それ以外の目的に使用することはございません。
■東京ガスは上記を実施するために、お客さまの個人情報をエネスタ、エネフィットまたはその他の弊社製警報器取扱企業と共同利用させていただきますが、その場合お客さまの個人情報を安全かつ適切に利用するよう努めます。

## 警報器をご使用になる皆様へ

警報器を安全に正しくお使いいただき、またお客さまや他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、この取扱説明書にはいろいろな絵表示を用いています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

■誤った設置や取扱いによる危害や損害の程度を以下の表示で示しています。

| | |
|---|---|
| ⚠警告 | この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が重傷または傷害を負う可能性が想定されることを表しています。 |
| ⚠注意 | この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が傷害を負う可能性および物的損害のみの発生が想定されることを表しています。 |

■お守りいただきたい事項の種類を以下の絵表示で示しています。

| | |
|---|---|
| ⃠ | 「一般的な禁止」事項を示しています。 |
| (分解禁止) | 「分解禁止」事項を示しています。 |
| ! | 「必ず行う」事項を示しています。 |

## ご使用上の注意

### ⚠警告

・警報器は絶対に分解しないでください。

・警報器を落下させたり衝撃を与えたりしないでください。故障の原因となります。

警報器の交換期限はお取り付け後5年です。
交換期限を過ぎた場合は、新しい警報器とお取り替えください。規定の煙濃度で警報しないなど誤作動の恐れがあります。
交換期限は警報器本体の交換期限表示ラベルに交換期間が満了となる期限を西暦と月で記載しています。
お客さまがご自身で電池交換することはできません。

### ⚠注意

・警報器は位置を移動させたり、警報器の前に物を置いたり取り付けたりしないでください。
・警報の遅れの原因となります。

・化粧品などのスプレーを警報器の近くで使用すると、警報器が警報を発することがありますが、しばらくすると鳴りやみます。
また、殺虫剤（くん煙殺虫剤、加熱蒸散殺虫剤等も含む）を使用する際は警報器を取り外すかビニール袋で覆ってください。

・火災時の煙は上昇するため、2階で発生した火災を1階に取り付けた警報器で発見することはできません。
・警報器を取り付けた部屋の扉やふすまを閉めていると、他の部屋で発生した火災による煙が警報器までとどかず警報を発しない場合があります。
・この警報器は煙を感知して警報するもので、火災の防止装置ではありません。
・この警報器は、消防法で定められた自動火災報知設備には該当しないため、それらの設備への使用や接続はできません。

## 各部の名称と働き
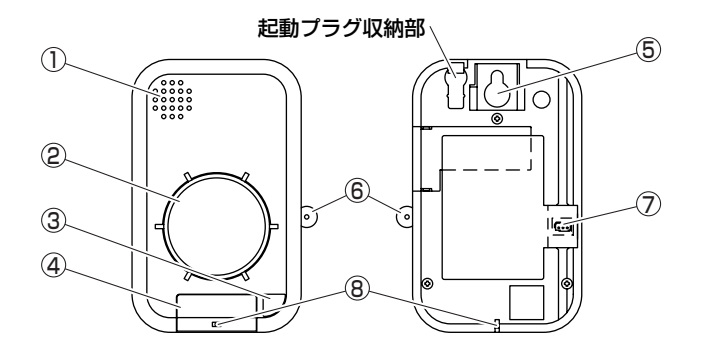
①音響部
　火災発生時には
　「ウー ウー カンカンカン 火事です 火事です」が鳴ります。
　警報器が正常に作動している場合にスイッチを押すと火災発生時と同じ音声が鳴ります。
　警報器が正常でない場合はスイッチを押すと警報器の状態により
　「電池切れです。販売店に連絡してください。」
　「交換期限を過ぎています。販売店に連絡してください。」
　「故障です。販売店に連絡してください。」
　のいずれかの音声が鳴動します。
　自動試験機能による電池切れや故障を検知すると
　「ピッ」「ピッ ピッ ピッ」
　のお知らせ音が鳴動します。
②煙感知部　ここで煙を感知します。
③ランプ（赤色・緑色）
　・火災警報時には赤色ランプが点灯します。
　・電池容量が少なくなったときや故障時には、緑色ランプが点滅します。
④スイッチ（点検機能・音声警報停止機能）
　・監視時にスイッチを押すと警報器の状態をお知らせします。
　・火災時にスイッチを押すと約5分間音声警報が止まります。
⑤取付穴
　付属のねじまたは取付板を使用して壁面に取り付けます。
⑥起動プラグ
　電源を投入する際は、このプラグを抜きます。
⑦火災連動入出力端子
　火災連動入出力機能をお読みください。
⑧引きひも取付穴およびガイド
　引きひもを取り付けると簡単にスイッチを操作できます。

| | |
|---|---|
| ⚠注意 | 取り付けた引きひもを引く際、必要以上の力で強く引き続けないでください。引きひもが切れる恐れがあります。 |

## 主な特長

● 火災警報機能
　この警報器は、火災による煙を感知し、音声で警報を発します。
　煙感知部に煙が入り感知すると赤色ランプが点灯し
　「ウー ウー カンカン カン 火事です 火事です」
　と音声警報が鳴ります。
● 点検機能
　この警報器は、機器の動作を確認するための点検機能を備えています。
　詳しくは「定期的なテストのお願い」をご覧ください。
● 自動試験機能
　この警報器は電池切れまたは故障を自動的に検知し、お知らせする自動試験機能を備えています。
　詳しくは「自動試験機能」をご覧ください。
● 火災連動入出力機能
　この警報器はいずれかの警報器が作動すると、接続した全ての警報器の警報音を鳴動させることができる火災連動入出力機能を備えています。
　詳しくは「火災連動入出力機能」をご覧ください。
※火災連動入出力機能をご使用の際には、別売のコネクタ式連動リード線が必要です。

## 警報音を発している場合の取り扱い

### 火災の場合

| | |
|---|---|
| 火災による煙が発生した場合<br>警報器の周囲に煙が発生した場合、右のように作動します。 | 赤色ランプが点灯し、火災警報音「ウー ウー カンカンカン 火事です 火事です」が鳴動します。 |

・火元を確認し、119番へ通報するなど適切な処置をしてください。
・避難してください。

### 火災でない場合

| | |
|---|---|
| ⚠注意 | 火災以外でも次のような場合警報することがあります。スイッチを押すか室内を換気すれば警報音が止まりますので、警報器を取り外さないでください。 |

・スプレー式殺虫剤、ヘアースプレーなどが直接かかった時
・たばこの煙を警報器に吹きかけた時
・調理の煙や水蒸気などが警報器にかかった時
・くん煙式殺虫剤などの煙を発生させた時

### 警報音を止めるとき

・煙が無くなれば警報音は自動的に停止します。
　また、赤色ランプは消灯します。
・スイッチを押すと警報音が停止します。
　煙が残っている場合は、約5分後に再び警報します。
　煙感知部の煙がなくなり、自動停止するまで警報を繰り返します。
　なお、赤色ランプは煙感知部に煙が無くなるまで点灯し続けます。

## 定期的なテストのお願い

・取り付け後は定期的に（1ヶ月に1度）スイッチを押して、警報器が正常に作動するか点検をしてください。
　正常な場合、
　「ウー　ウー　カンカンカン　火事です　火事です」と音声警報が鳴ります。
　警報器が正常でない場合は、「電池切れです。販売店に連絡してください。」、「交換期限を過ぎています。販売店に連絡してください。」または「故障です。販売店に連絡してください。」と音声によりお知らせしますのでお求めの販売店までご連絡ください。
・1週間以上留守にされたときは、警報器が正常に作動するか点検をしてください。

| | |
|---|---|
| ⚠警告 | ・点検時、決してライターなどの炎を使用しないでください。警報器を壊すばかりでなく、火災の原因になります。<br>・点検をする時は、安定した台に乗っておこなってください。転倒してケガをするおそれがあります。<br>・使用温度範囲外での使用や、ホコリ等が多い場所に取り付けたとき、頻繁に点検された場合、長時間音声警報を鳴らされた場合などは電池寿命が短くなる場合があります。 |
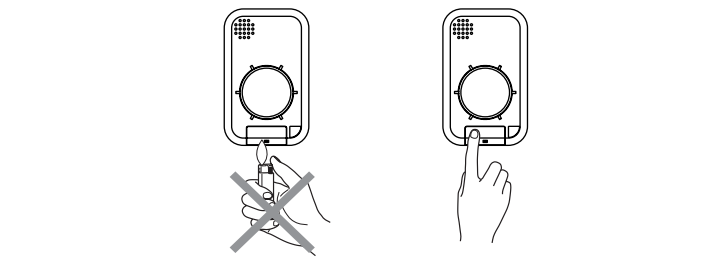
## 自動試験機能

この警報器は電池切れまたは故障した場合、自動的に検知し、お知らせする自動試験機能を備えています。

| | |
|---|---|
| ⚠注意 | 自動試験機能では、全ての故障は検知できません。緑色ランプが点滅していなくても1ヶ月に1回程度の点検を行ってください。 |

・電池切れを検知したとき
　緑色ランプが約10秒ごとに1回点滅します。
　1週間経過すると約50秒ごとに「ピッ」音でお知らせします。
・故障を検知したとき
　緑色ランプが約10秒ごとに3回点滅します。
　1週間経過すると約50秒ごとに「ピッピッピッ」音でお知らせします。
・お知らせ音を止めるには、スイッチを押してください。
　電池切れのときは
　「電池切れです。販売店に連絡してください。」
　故障のときは
　「故障です。販売店に連絡してください。」
　と音声によりお知らせし、以降「ピッ」「ピッピッピッ」音は止まります。

## 火災連動入出力機能

この警報器はいずれかの警報器が作動すると、接続した全ての警報器の警報音を鳴動させることができる火災連動入出力機能を備えています。
火災連動仕様の警報器を最大10台接続することにより、相互に警報音を鳴動させることができます。
※火災連動入出力機能をご使用の際には、別売のコネクタ式連動リード線が必要です。

| | |
|---|---|
| お願い | 火災連動入出力を使用する場合は、販売店もしくは最寄りの東京ガスまでご連絡ください。 |

### 火災連動時の動作

火災を感知した警報器（連動元）が作動するとその他の接続された警報器（連動先）が作動します。連動元警報器は
「ウー ウー カン カン カン 火事です 火事です」
の音声警報が連続して流れ、連動先警報器では
「ウー ウー 別の火災警報器が作動しました 確認してください」
の音声警報が連続して流れます。
また、連動元警報器の赤色ランプは点灯し、連動先警報器の赤色ランプは点滅します。
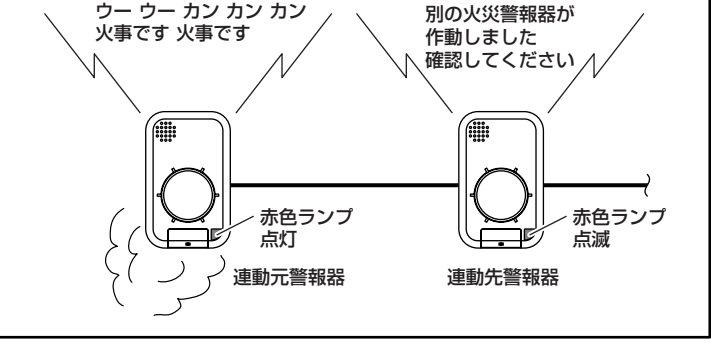
### 連動警報を止めるには

・連動元警報器のスイッチを押すと、全ての警報器の警報音が約5分間停止し、連動先の赤色ランプは消灯します。
・連動先警報器のスイッチを押すと、その警報器のみの警報音が約5分間停止します。
　連動元警報器の煙感知部に煙が残っている場合は、約5分後に再び全ての警報器の警報音が鳴動します。
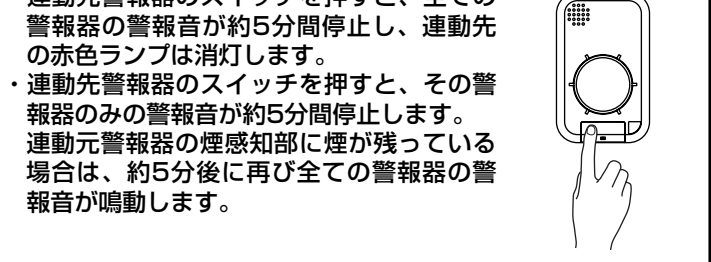
## 火災連動入出力機能の点検方法

| | |
|---|---|
| ⚠警告 | 点検は高いところでの作業になりますので、しっかりした踏み台を使って、十分に注意して行ってください。<br>転落、転倒、落下の原因になります。 |
| ! | この点検は火災連動入出力機能の点検です。警報器の点検は個々の警報器で行う必要がありますので「定期的なテストのお願い」を参照して行ってください。 |
| ⚠注意 | 記線の断線、機器の故障を確認するため、1年に1回連動点検を行うことをおすすめします。 |

①スイッチを約3秒押してください。
②操作した警報器（連動元警報器）は
　「ウー ウー カン カン カン 火事です 火事です」
　の音声が流れます。
　また、その他の警報器（連動先警報器）からは操作後1分間
　「ウー ウー 別の火災警報器が作動しました
　確認してください」
　の音声が流れます。
　全ての警報器からそれぞれ上記の音声が流れれば正常です。
　なお、1分以内に操作した警報器（連動元警報器）のスイッチを押すと、「ピー」音とともに連動出力を停止し、その他の警報器（連動先警報器）の警報音は停止します。
③スイッチを押しても音声が流れない場合は「故障かな？と思ったら」で確認してください。
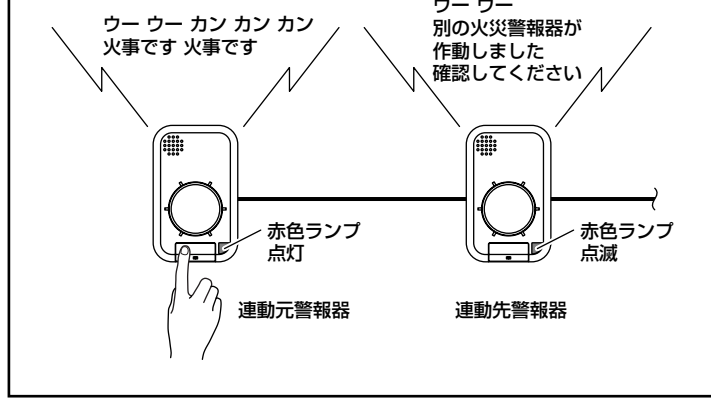
## アフターサービス

### お　願　い

● この警報器は、５年間の無償保証です。ただし、保証書記載の保証の適用除外の項目に該当する場合はこの限りではありません。保証書をご参照ください。
● この警報器の交換期限はお取り付後５年です。
　交換期限とは警報器の所定の性能を維持できる期限であり、５年を経過したものは、規定の煙濃度で警報しないなど誤作動の恐れがありますので、ぜひ新しい警報器とお取り替えください。
● 保証書に取付け年月および販売店名の記入のないものは無効となることがありますので、お取り付け時にご確認ください。
● 保証書は大切に保管してください。
●  アフターサービスについて、ご不明な点がありましたら販売店までご連絡ください。
● 警報器の交換期限を過ぎたときは、販売店へご連絡ください。
● ご購入については、販売店までご連絡ください。
● 電池交換はできません。また市販品ではありません。
● お引越しの場合の取扱い
①リース品
　リース契約は解約になりますので、警報器は東京ガスまたは指定の販売店が原則としてガスメータ閉栓（ガス料金の最終検針）時に取り外させていただきます。
②現金または割賦販売品
　お客さまご自身が東京ガス供給エリアの新住所にお持ちいただいた場合は、販売店または最寄りの東京ガスまでご連絡ください。無償で再設置のうえ、新住所での設置先登録をさせていただきます。

## お手入れ方法

・警報器が汚れてお手入れされる場合は、警報器を一旦取り外し、中性洗剤に浸して十分に絞った布で警報器の汚れを拭き取ってください。
　この際、煙感知部の網に触れない様、注意してください。

| | |
|---|---|
| ⚠注意 | 警報器を水洗いしないでください。故障の原因になります。<br>また、ベンジンやシンナーを使用しないでください。警報器の表面を傷める場合があります。 |

## 故障かな？と思ったら

故障かと思われたとき、修理・サービスを依頼される前に、下表に従って点検及び処置をしてください。下記の処置を行っても解決しない場合は、お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。

| 状　態 | 点　　検 | 処　　置 |
|---|---|---|
| 火災ではないのに音声警報が鳴る。 | 警報器の近くで煙や蒸気が滞留していませんか？ | 警報器内の煙がなくなるまでお待ちください。ドアや窓を開け、しばらく換気してください。 |
| | 噴霧式殺虫剤を使っていませんか？ | |
| スイッチを押しても音声警報が鳴らない。 | 警報音鳴動時にスイッチを押し、音声警報停止状態になっていませんか？ | しばらく（約5分間）待ってからもう一度スイッチを押してください。 |
| | 起動プラグがささったままになっていませんか？ | 起動プラグを抜いてからもう一度スイッチを押してください。 |
| 約10秒間隔で緑色ランプが点滅している。 | スイッチを押した時、「電池切れです。販売店に連絡してください」のメッセージが鳴る。 | 電池が消耗しています。お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。 |
| | スイッチを押した時、「交換期限を過ぎています。販売店に連絡してください」のメッセージが鳴る。 | 交換期限を過ぎています。お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。 |
| | スイッチを押した時、「故障です。販売店に連絡してください」のメッセージが鳴る。 | 警報器の故障が考えられます。お買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。 |
| 音声警報が鳴り止まない。 | 警報器の周囲に煙や蒸気が滞留していませんか？ | スイッチを約1秒押してください。警報音が停止しない場合は煙検知部に息を2～3回吹きかけてください。処置後も鳴り止まない場合はお買い求めの販売店または東京ガスまでご連絡ください。 |

## 仕　　様

| | |
|---|---|
| 型式名 | SA-156Eb |
| 種別 | 光電式住宅用防災警報器 |
| 鑑定型式番号 | 鑑住第18～28号 |
| 感知方式 | 煙感知方式（光電式2種） |
| 定格 | DC3V、300mA |
| 電源 | リチウム電池 |
| 交換期限 | 5年間 |
| 試験機能 | 自動試験機能 |
| 音量 | 1mの距離にて70dB（A）以上 |
| 外形寸法 | 129mm×80mm×33mm |
| 質量 | 約130g（電池含む） |
| 火災連動入出力 | 接点容量　DC30V　100mA |
| 使用温度範囲 | 0℃～40℃(結露しないこと) |
| 復旧 | 自己復旧方式 |
| 付属品 | 取付板、くぎ３本、 木ねじ １本、<br>引きひも、点検ツマミ |

※仕様および外観は改良のため予告なく変更することがあります。